

「新規就業者等定着支援事業」 Q & A

令和3年4月1日暫定版

(公社)岐阜県森林公社

森のジョブステーションぎふ

区分	確認事項	回答欄
全体	要件として、労働力調査への報告実績が必要とされています。これは、起業1年目の事業体は助成対象外という理解でよいでしょうか。	助成対象となる事業実施主体は、県が実施する林業労働力調査への報告実績がある林業事業体となっています（当該年度調査（前年度実績）の報告があつて、現在継続して森林整備事業等を実施している林業事業体とする）。ただし、県が実施する林業労働力調査への報告実績がない場合は、誓約書（第1号様式）の提出をもって補助対象事業者となることができます。
	他の助成金等を活用する場合でも助成対象となるでしょうか。	他の助成金等を活用する場合は対象外となります。なお、「安全講習受講に対する支援」、「新規就業者に対する労働環境等改善に向けた支援金の給付」については、就業者ごとに見て他の助成金等を受けていなければ対象となります。
	任意団体でも助成対象となるでしょうか。	新規事業体に対する自立支援金の給付については対象外となります。それ以外のメニューについては、林業労働力調査において前年度実績（もしくは、誓約書（第1号様式）の提出）があることのほか、県内に活動の本拠を置く3名以上で構成する団体であつて、規約その他の規定を有する団体であれば対象となります。
	2月15日を超えた分の実績については対象外でしょうか。	対象外となります。
	実績書については、提出時期が案内されるのでしょうか。	実績書の提出時期については、森のジョブステーションぎふホームページで案内するほか、事業要望書提出事業者に対して、事前に文書でお知らせする予定としています。
	実績書の提出期間について、上半期分の事業であつて上半期分の提出期間に間に合わない場合には、下半期の提出期間で提出しても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。ただし、下半期の最終提出期間については、これを超えることはできませんのでご注意ください。

区分	確認事項	回答欄
安全講習受講に対する支援	事業体の中で森林整備部門と土木部門がある場合、土木部門の担当者が受講した講習でも対象にできるでしょうか。	県の行う林業労働力調査の対象者（過去1年間に30日以上林業に従事）であれば、対象となります（林業労働力調査で報告をお願いします）。
	講習に必要なテキスト代なども対象となるでしょうか。	対象となります。
	複数の支出項目がある請求書等において一括して値引きがされている場合、助成金の額はどのような扱いになるのでしょうか。	原則として、当該値引き分は支出項目ごと請求額の按分によって事業費を減額して計算するものとします。
新規就業者に対する労働環境等改善に向けた支援金の給付	class 1 と同等以上の性能を有するものとは具体的に何か。	JIS T8125-2（日本工業規格）、ISO 11393（国際標準化規格）もClass1と同等とします。 実績報告書に、「Class1」及び「JIS T8125-2」並びに「ISO 11393」に適合していることが記載されている製品カタログ等の写しまたはこれを証明する書類の写しを添付してください。
	1人当たりの合計上限が12万円とあるが、複数の対象品購入金額の合計が12万円までということか。	そのとおりです。
新規事業体に対する自立支援金の給付	助成額が1月あたり9万円とありますが、1カ月を切る分の取り扱いはどのようなになるのでしょうか。	起業していれば、通常は通年経営していることから1カ月を切る場合の想定はしていません。 ただし、何らかの事情で1カ月を切る場合は切り捨てとなります（4.5ヶ月であれば4月、0.5月であれば0月）。
	新規事業体であることの確認方法として、法人の場合と個人の場合がありますが、任意団体（ボランティア団体や森林所有者の団体など）は不可という理解でよいでしょうか。	そのとおりです。
様式	金額は税抜きで入力するということでしょうか。	そのとおりです。
	実績書に添付する口座振込依頼書は、毎回添付する必要がありますか。	複数のメニューで実績書を提出する場合、口座振込依頼書は1部のみで差し支えありません。また、前年度または前期までに本助成金の支給を受けている場合、口座振込依頼書の提出は不要です（口座が変更となる場合を除く）。